

議案第13号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に東金町一丁目西地区地区計画の区域を追加する必要があるの
で、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号) の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東京都市計画東金町一丁目西地区地区計画

別表第2に次のように加える。

東京都市計画図に表示する東金町一丁目地区	1 計画図	1 計画図	
1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用途に	200平方メートル。ただし、巡査派出所、公衆便所、公用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地について、	計画図に表示する壁面の位置の制限を定める部分に面する敷地上の建築物について、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築	に表示する高層エリアについては、150メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号

西 地 区 地 区 計 画	供する建 築物 2 1階部 分にある 居室を住 宅、共同住 宅、寄宿 舎、下宿等 の用途に 供する建 築物。ただ し、区長が 当該建築 物の管理 のために 必要と認 める居室 について は、この限 りでない。	区長が必要 と認める場 合は、この限 りでない。	物に附属す る門若しく は埠で高さ 2メートル を超えるも のは、計画図 に示す壁面 の位置まで。 ただし、次の いずれかに 掲げるもの については、 この限りで ない。	口に定め る高さと する。		
			1 公共用 歩廊、歩行 者デッキ、 公共駐輪 場その他 これらに 類するも のであつ て、区長が 公益上や むを得な いと認め るもの 2 上屋、ひ さし(これ に附属す る手すり を含む。)、	2 計画図 に表示す る低層エ リアにつ いては、 50メート ル。ただ し、建築 基準法施 行令第2 条第1項 第6号口 に定める 高さとす る。		

			当該ひさ しを支え る柱その 他これら に類する ものであ って、区長 が歩行者 の安全性 及び快適 性を確保 するため に必要と 認めるも の		
--	--	--	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。